

2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (素案)

(人口減少・高齢化の進展)

- 本県の人口は、平成 19 (2007) 年をピークに減少局面に入っており、平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけて県内人口は約 4 万 6 千人減少しました。県外転出超過数の約 8 割を若者 (15~29 歳) が占めています。
今後、高齢化を伴いながら、一層人口減少が加速することが予測されています。

(デジタル社会の実現)

- 超スマート社会が進展する中で、社会のあり方が劇的に変わる状況が生じつつあります。
加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、テレワーク、遠隔診療のように、世の中全体のデジタル化、オンライン化を大きく促進し、人々の暮らし方、働き方にも変化を与えています。
教育現場においてもオンラインによる授業など、1 人 1 台端末等を活用した学びが大きく進展しています。

(グローバル化の進展)

- 社会・経済のグローバル化が加速し、人・モノ・カネ・情報等がますますボーダレスに行き来する時代が到来しています。そうした中、求められる資質・能力も変化しています。国際的な視野を持ちながら、地域で活躍できるグローバル人材が求められています。

(ダイバーシティ社会の実現)

- 一人ひとりがお互いの人権を尊重するとともに、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが希望を持って挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、産業界ではダイバーシティへの取組を経営戦略として掲げる企業が増えているなど、人権やダイバーシティ&インクルージョンに対する社会的認識が高まっています。

(外国人住民の増加)

- 国による外国人労働者受け入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進んでいます。
令和 4 年 1 月 1 日現在、本県の総人口に占める外国人住民の割合は、2.97%であり、全国で 4 番目に高い割合となっています。外国人人口のうち

年少人口（0歳～14歳）の割合は11.8%で、全国で2番目に高い割合となっています。

本県における外国人児童生徒は、今後も増加することが予測され、国籍の多様化や多言語化が進んでいるとともに、居住地域も広がってきています。

（地域と家庭の状況変化）

- 少子化の進行、核家族化、地域社会のつながりの希薄化などにより、育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、また、年代の異なる子どもの交流や地域の大人と関わる機会など、子どもの豊かな育ちに重要となる多様な体験機会が減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに機会が減少しています。

（子どもの貧困と教育格差）

- 日本では子どもの貧困率は、13.5%で約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされています。（厚生労働省2019年国民生活基礎調査）
中学生のいる世帯のうち、収入水準が低い家庭や一人親家庭では、生徒・保護者ともに、進学は高校までと考える割合が高く、大学以上の段階への進学希望は低下する傾向があります。（内閣府「令和3年 子供の生活状況調査」）

（ヤングケアラーの現状）

- 家事や家族の世話などを負担しているいわゆるヤングケアラーは、これまでも存在していたと推測されるものの、課題として認識されていなかったものです。
- 国が実施した調査では、中学生の5.7%、全日制高校生の4.1%、定時制高校生の8.5%、通信制高校生の11.0%が、世話をしている家族がいると回答しています。

世話をしている家族がいる生徒は、いない生徒に比べ、学校を「たまに欠席する」「よく欠席する」と回答した割合が高くなっており、遅刻や早退についても、同様の傾向があります。

また、世話をしている家族がいる生徒のほうが、悩みや困りごとがあると回答している割合が高く、特に「学費（授業料）など学校生活に必要なお金のこと」、「家庭の経済的状況のこと」、「自分と家族との関係のこと」、「病気や障がいのある家族のこと」が高くなっています。

（厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」令和2年度実施、対象中学2年生、高校2年生）

(児童虐待の現状)

- 県内の児童虐待相談対応件数は、近年 2,000 件を超えて推移しています。令和 3 年度は 7 年ぶりに減少に転じたものの、2,147 件で、過去 3 番目に多い件数となっています。近年の傾向としては、面前DVなどの心理的虐待の占める割合が最も大きく、令和 3 年度においても約 5 割を占めています。

(いじめの認知件数の増加)

- 三重県におけるいじめ認知件数は、毎年増加しています。令和 2 年度の 1,000 人当たりのいじめ認知件数（公立）は 21.5 件で、全国（国公私立）平均の 39.7 件と比べると大きな差があり、「いじめ防止対策推進法」に基づいた認知が一層進むよう取り組む必要があります。
- いじめの様態については、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」の認知件数が増加しています。
スマートフォン等の普及により、子どもたちを取り巻くインターネット等の環境は急速に変化しており、トラブルに巻き込まれることや加害者になることも増えています。

(不登校児童生徒の増加)

- 小中学校や高等学校の不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校の要因や背景は多様化・複雑化しています。
国が実施した不登校児童生徒に対する調査において、「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」（複数回答）は、「先生のこと」、「身体の不調」、「生活リズムの乱れ」、「友達のこと」がそれぞれ 3 割を占めるなど、特定のきっかけに偏らず、多岐にわたる結果となっています。（文部科学省「令和 2 年度不登校児童生徒の実態調査」対象：小学 6 年生、中学 2 年生）

(特別な支援を必要とする子どもたちの増加)

- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちは増加しており、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒も大きく増加しています。
障がいのある子どもたちを支えるさまざまなツールが、ICTや先端技術の進展に伴い進歩し、これらを活用することにより、生活や学びの内容が大きく変わる可能性があります。在宅での就労やこれまで就労が難しかった業種、事業所への就労の可能性も広がることが期待され、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画の機会が増し、そのために必要な力も変化することが考えられます。